



韓国における個人情報保護の動向

平成27年5月20日

一般財団法人マルチメディア振興センター

情報通信研究部

三澤 かおり

本日の内容

1. 韓国の個人情報保護関連の法律(3-4項)

— 情報通信網法

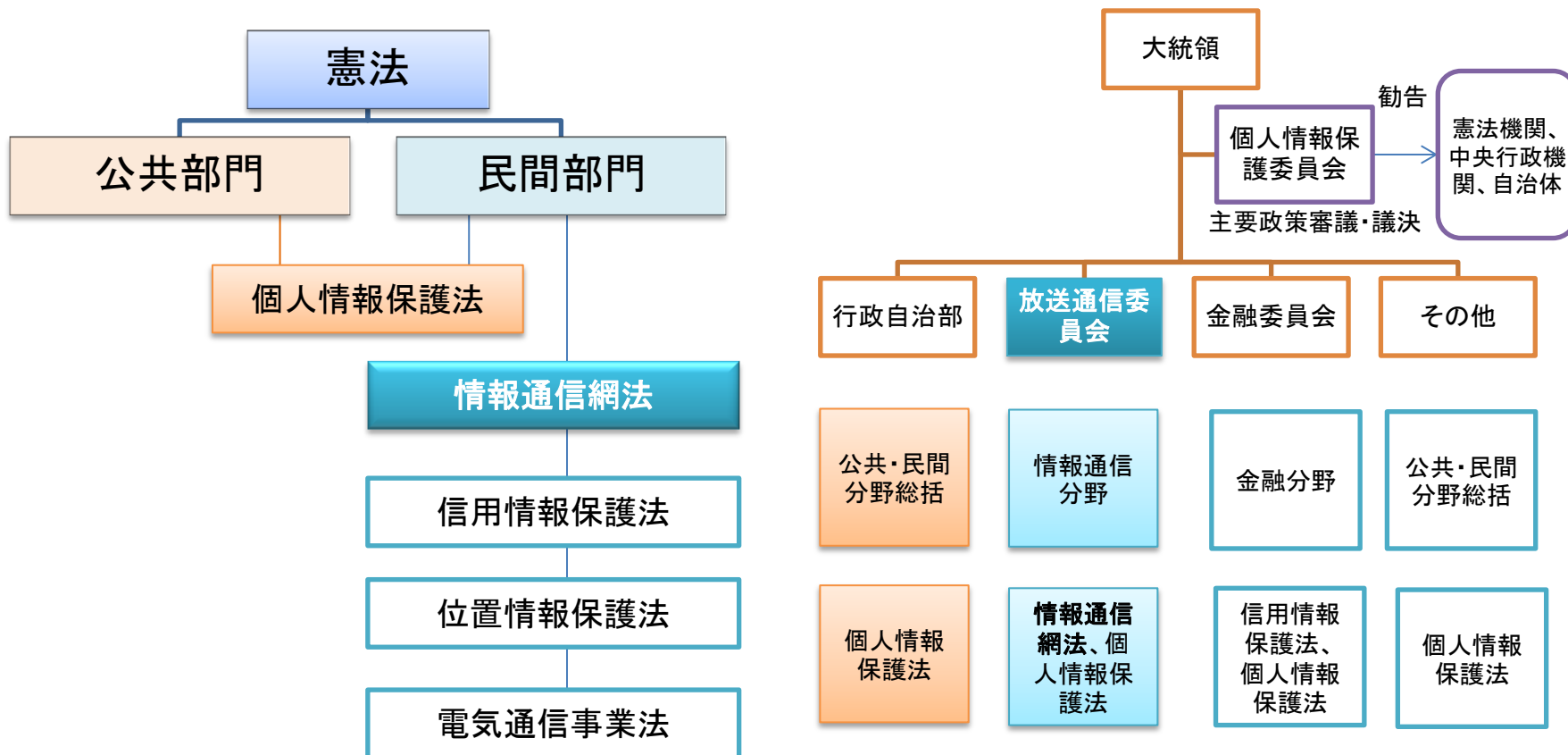
2. 2014年の大規模個人情報流出事故を契機とした個人情報保護強化政策(5-10項)

— 最近の主な事故事例、情報通信網法改正、オンライン個人情報取り扱いガイドライン

3. 2015年の放送通信委員会の個人情報保護強化に向けた取り組み(11-13項)

— 忘れられる権利への対応

個人情報保護関連の法律と管轄組織体系



「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律 (略称:情報通信網法)」の内容

情報通信網法の内容

- 第1章 総則
- 第2章 情報通信網の利用促進
- 第3章 電子文書中継者を通じた電子文書の活用
- 第4章 個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の収集・使用及び提供等
 - 第2節 個人情報の管理及び破棄等
 - 第3節 利用者の権利
- 第5章 情報通信網における利用者保護等
- 第6章 情報通信網の安全性確保等
- 第7章 通信課金サービス
- 第8章 国際協力
- 第9章 補則
- 第10章 罰則

個人情報保護の章では情報通信サービス提供者(通信事業者、インターネットサービス事業者等)と利用者間の関係を規定

主な関連条文

条	項目
第4章 個人情報の保護	
第22条	個人情報の収集・利用同意等
第23条	個人情報の収集制限等
第24条の2	個人情報の提供同意等
第25条	個人情報の取り扱い委託
第26条の2	同意を得る方法
第27条の2	個人情報取り扱い方針の公開
第29条	個人情報の破棄
第30条	利用者の権利等
第5章 情報通信網における利用者保護等	
第44条	情報通信網における権利保護*
第44条の2	情報の削除要請等
第44条の3	任意の臨時措置

* プライバシー侵害、名誉毀損関連

近年、大規模個人情報流出事故が増加 特に2014年1月の大手カード3社の事故が社会に衝撃

発生時期	流出元	事故の概要等
2014年3月	KT(総合通信最大手)	2013年から2014年1月までにKT顧客センターのホームページがハッキングに遭い、 1,200万人分 の個人情報(氏名、住民番号、電話番号、携帯端末機種、長期割引適用期間、振替口座番号等)が流出。流出情報はテレマーケティング業者に利用された。放送通信委員会は情報流出事故に対する企業の過失を初めて認定し、KTに罰金、是正命令を決定(2014年6月)。
2014年1月	KB国民カード、NH農協カード、ロッテカード	大手クレジットカード会社3社から 延べ1億400万人分 の個人情報が流出。カード会社内での作業中に他社社員が顧客氏名、住所、カード利用歴等をコピーして広告代行会社に販売。情報がさらに複数の貸出仲介事業者に流出。
2012年7月	KT	KTの携帯電話加入者の半数以上の 870万人分 の個人情報(氏名、住民番号、携帯電話番号、機種、料金プラン、利用金額等)がハッキングで5か月間流出し、テレマーケティング業者に利用された。
2011年11月	ネクスン(オンラインゲーム会社)	ゲームのバックアップサーバがハッキングされ、会員利用者 1,320万人分 の個人情報(氏名、ID等)が流出。秘密番号と住民番号は暗号化された状態。
2011年7月	SKコミュニケーションズ(ITサービス、通信)	自社運営のポータルサイト「Nate」とSNSサービス「サイワールド」がハッキングにより、会員 3,500万人分 の個人情報(ID、氏名、携帯番号、電子メールアドレス等)が流出。秘密番号と住民番号は暗号化された状態。

ICTインフラ・サービス発展と住民登録番号(住民番号)による認証慣行が、オンライン上の個人情報流出事故の被害範囲拡大

2014年初めのカード大手3社の大規模個人情報流出事故を契機に個人情報保護一層強化の必要性提起

2014年1月：大手クレジットカード3社の大規模個人情報流出事故

過度の個人情報収集・保管、利用者への同意強制といった慣行改善を業界に理解させ徹底させる必要性

・関連18機関で事故再発防止に向けた総合対策
・官民での点検体制強化等

放送通信委員会
2014年3月：「オンライン個人情報取り扱いガイドライン」制定方針発表
2014年5月：情報通信網法改正（11月施行）で情報流出事業者に対する罰則強化
2014年11月：ガイドライン施行

2014年7月：汎政府「個人情報保護正常化対策」

情報通信網法改正（2014年5月28日改正、11月29日施行） のポイント：個人情報保護措置の強化、情報流出事業者への罰則強化、法定損害賠償制度導入

①必要最小限の個人情報概念の明確化（第23条第3項新設）

必要最小限の個人情報は、該当サービスの本質的機能を遂行するための必ず必要な情報を指すという規定を新設。

②個人情報取り扱い委託時の同意例外要件強化（第25条第2項改正）

個人情報の取り扱い委託時の同意例外要件として、既存情報通信サービスの提供に関する契約を履行するため必要な場合に「利用者の便宜増進等のために必要な場合」を追加。

③個人情報流出企業の処罰強化（第64条の3第1項改正）

個人情報関連違反行為時、技術・管理的保護措置義務違反と因果関係が立証されなくても関連売上額の3%以下の課徴金を賦課できるように罰則を上方調整し、事業者責任を強化。

④個人情報関連法定損害賠償制度の導入（第32条の2新設）

個人情報が紛失・盗難・流出された場合、利用者は損害額を具体的に立証しなくても最高300万ウォン以下の範囲内で法定損害賠償請求ができる。

⑤個人情報流出時の届出・通知強化（第27条の3第1項改正）

個人情報流出時、利用者に通知し放送通信委員会に届け出る義務（現行）に対し、正当な事由なく24時間を経過してはならないことを明示。

⑥個人情報事前流出防止及び破棄措置の強化（第29条第1項改正）

情報通信サービス提供者が個人情報を破棄する場合、これを復旧・再生できないように必要な措置を取ることとした。

今後の情報通信網法改正方向

放送通信委員会は、インターネット上の表現の自由保障のため、ネット事業者の臨時遮断措置に対する情報掲載者の異議申し立て権限新設、「オンライン名誉毀損紛争調停委員会」新設等を骨子とした改正法案を2014年12月に国会提出。

「オンライン個人情報取り扱いガイドライン」(2014年11月施行) 放送通信委員会制定

情報通信網法で個人情報の最小収集原則(第23条②)、破棄原則(第29条)、同意方法(第26条の2)等を規定。しかし、具体的基準が無いために、事業者の間で一部混乱状態。

オンラインで遂行される個人情報の収集・利用・提供・破棄手続きの全般にわたり、すべての業種で共通に適用される、解説と事例中心のガイドラインを策定

ガイドラインの構成

- ① 必要最小限の個人情報収集基準
- ② 段階別個人情報破棄基準
- ③ 分かりやすい同意書作成基準

⇒サービス提供のために必要な「必須同意項目」の範囲、個人情報の収集は事前一括ではなく、必要になった時点で行う等の方向性と具体例をわかりやすく説明。

「オンライン個人情報取り扱いガイドライン」施行で期待される効果

①必要最小限の個人情報収集基準

- 必須同意と選択同意の項目区分の厳格化
- 業界の個人情報収集を最小限化

強制的な個人情報収集の一括同意慣行の改善

②段階別個人情報破棄基準

- 業界の個人情報保管を最小化
- 破棄と管理責任の明確化

個人情報取り扱い時の被害最小化

③わかりやすい同意書作成基準

- 冗長で読みづらかった同意書を1枚書式で簡潔にわかりやすく。
- 重要事項は文字や色で強調

利用者が同意内容を容易に理解でき、同意について能動的に決定。利用者の個人情報統制権確保

今後の予定

2015年中に業種別ガイドライン(オンラインショッピング分野、通信分野)策定予定

「ビッグデータ個人情報保護ガイドライン」(2015年1月施行)

放送通信委員会制定

- 新たな義務や制限は設けずに現行法枠内で個人情報保護のため事業者が遵守すべき技術と手続き事項を具体的に説明(全11条)
 - 非識別化処理済みのデータであれば収集と利用が可能
-
- 収集段階から個人識別情報に対する徹底した非識別化措置(第3条、第4条、第5条、第10条)
 - ビッグデータ処理事実・目的等の公開を通じた透明性の確保(第4条、第5条、第9条)
 - ⇒ 情報活用拒否権の行使方法は「情報活用拒否ページリンク」提供で
利用者にわかりやすく公開、収集情報出所も告知
 - 個人情報の再識別時、即時破棄及び非識別化措置(第3条、第6条)
 - 敏感(センシティブ)情報及び通信の秘密の収集・利用・分析等の処理禁止(第7条、第8条)
 - 収集情報を保存・管理する情報処理システムに対する技術的・管理的保護措置の適用

放送通信委員会の2015年度の個人情報保護強化に向けた施策

- ①生活密接分野の重点調査及び法令義務履行状況の点検強化
 - －苦情多発分野を中心に深層調査等
 - －個人情報大量保有事業者等の点検
 - －法令義務履行状況点検の徹底
 - －流出事故対応及び事後管理

- ②インターネットサービスガイドラインの策定
 - －業種別個人情報取り扱いガイドラインの策定
 - －スマートフォンアプリ個人情報保護ガイドライン

- ③広報及び自主規制の強化

- ④「忘れられる権利」への対応等
 - －有識者検討会等で制度の実現可能性を考慮しながら法制化を目標に検討

- ⑤不法スパム対策強化
 - －情報通信網法令改正による取締り徹底
 - －SNSやMVNO等の新種のスパム対応強化

忘れられる権利への対応状況

2014年

- 5月 EU判決
- 6月 放送通信委員会で
有識者会合開催⇒法制
化に向けた議論本格化

2015年

- 制度の適用範囲と実現方
法等について検討方針
- 5月 議論拡大のため放
送通信委員会主催のセミ
ナー開催

- 表現の自由、知る権利の衝突を考慮して、政府は慎重に法制化の可能性を検討
- 有識者からの意見では法制化に慎重な意見も多く、制度導入についての議論が当分続く見通し

【参考】情報通信網法に基づく削除要請があった場合の手続き

- ✓ インターネット上の掲示文を名誉毀損、プライバシー侵害として掲示中断を要請する場合、ポータル事業者等の情報通信サービス提供者は該当コンテンツを臨時的に30日間遮断できる臨時措置制度を運用
- ✓ 根拠規定：情報通信網法第44条の2第4項（情報の削除要請等）

韓国最大手ポータルサイトNAVERの掲示中断要請サービスの流れ （名誉毀損、プライバシー侵害の場合）

